# 総務委員会

## 委員一覧（25名）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 木村 | 仁（自民） | 椎名 | 一保（自民） | 内藤 | 正光（民主） |
| 理　事 | 世耕 | 弘成（自民） | 二之湯 | 智（自民） | 藤本 | 祐司（民主） |
| 理　事 | 森元 | 恒雄（自民） | 山内 | 俊夫（自民） | 水岡 | 俊一（民主） |
| 理　事 | 山崎 | 力（自民） | 吉村 | 剛太郎（自民） | 弘友 | 和夫（公明） |
| 理　事 | 伊藤 | 基隆（民主） | 若林 | 正俊（自民） | 山本 | 保（公明） |
| 理　事 | 山根 | 隆治（民主） | 犬塚 | 直史（民主） | 吉川 | 春子（共産） |
| | 荒井 | 広幸（自民） | 櫻井 | 充（民主） | 又市 | 征治（社民） |
| | 景山 | 俊太郎（自民） | 高橋 | 千秋（民主） | | |
| | 岸 | 信夫（自民） | 津田 | 弥太郎（民主） | | |

（16.10.26 現在）

## （1）審議概観

第161回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願１種類９件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

公務員の給与等　本年８月６日の人事院勧告を踏まえ、内閣は、一般職国家公務員の給与改定を見送るとともに、寒冷地手当制度の抜本的な見直しを行うことを決定した。これを受けて提出された**一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案**は、国立大学の法人化等に伴い適用する職務がなくなった俸給表を改定するとともに、民間準拠を基本に寒冷地手当の支給地域の縮小及び支給額の引下げ等を行おうとするものであった。委員会においては、公務員の恒常的長時間労働の打開策等勤務時間をめぐる諸課題、寒冷地手当の抜本的見直しの理由と支給基準の在り方、給与構造の見直しとその問題点、新潟県中越地震災害に際しての緊急消防援助隊の活動状況等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

また、内閣官房長官の下で「幹部公務員の給与に関する有識者懇談会」が、今日の実情を踏まえて幹部公務員の給与の在り方について見直しを行っていたが、本年３月31日にその報告書がとりまとめられた。これを受けて、**特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案**が提出された。本法律案は、審議会等の常勤委員等について俸給月額を引き下げ、兼業をしている場合の給与の日額化の範囲を拡大するとともに、特別職職員の給与体系の見直し等を行うことを内容とするものであった。また、労働者災害補償保険制度における障害等級の改定等との均衡を図る改正を内容とする**障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案**が提出された。両法律案は、委員会において一

括して議題とされ、幹部公務員給与の見直しの経緯と改正趣旨、審議会委員の選任の在り方と勤務実態の情報公開の必要性、独立行政法人職員の給与実態、公務災害認定の迅速化とメンタルヘルスへの配慮等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

郵便局における投資信託の窓口販売　平成15年５月、低迷する株価対策の一環として、証券市場活性化対策閣僚等による会合が「郵便局ネットワークを活用した民間投資信託の窓口販売については、民間との役割分担を含め、総合的に検討する」としたことから、郵便局における投資信託の窓口販売について検討が進められていた。その後の調整を経て提出された**日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案**は、公社がその業務の特例として、証券投資信託受益証券の募集等の取扱い等を行うことができるようにするとともに、日本郵政公社法及び証券取引法等の適用について必要な読替えを行い、併せて公社がその選定に当たっては公募の方法によること等を内容とするものであった。委員会においては、日本郵政公社の設置目的と郵便局が投資信託の窓口販売を行う意義、元本割れリスクのある投資信託を郵便局で扱うことに対する懸念、投資信託の販売の在り方と購入者保護のための具体的方策、投資信託窓口販売の業務を特例法により定める理由等の質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

**10月26日**、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴取した。

**11月２日**、地方六団体が取りまとめた補助金改革案を真摯に受け止める必要性、地域的特性等から合併できない市町村への配慮、郵政民営化により郵貯・簡保資金が民間部門へ流れる可能性、電気通信事業分野における競争政策の在り方、能力等級制度の導入に当たって労働基本権制約の見直しを行う必要性、防災ボランティアの活動に対する認識等について質疑を行った。

**11月９日**、日本郵政公社平成15年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について麻生総務大臣、生田日本郵政公社総裁から説明を聴取した後、郵政公社の初年度決算に対する総裁及び総務大臣の所見、公社職員の勤務形態「深夜勤」の見直しの必要性、営業ノルマ解消の徹底、郵政民営化情報システム検討会議における検討状況、郵政民営化により資金が民間に流れる可能性等について質疑を行った。

## （２）委員会経過

**○平成16年10月26日（火）（第１回）**

○理事の補欠選任を行った。

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第１号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、今井総務副大臣、林田内閣府副大臣、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、水岡俊一君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第１号）賛成会派　自民、民主、公明、社民

反対会派　共産

**○平成16年11月２日（火）（第２回）**

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○三位一体改革に関する件、市町村合併に関する件、郵政民営化の基本方針に関する件、電気通信分野の競争政策に関する件、公務員制度改革に関する件、被災者に対する援護活動に関する件等について麻生総務大臣、今井総務副大臣、段本財務大臣政務官、森岡厚生労働大臣政務官、江渡内閣府大臣政務官、山本総務大臣政務官、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕世耕弘成君（自民）、森元恒雄君（自民）、高橋千秋君（民主）、内藤正光君（民主）、又市征治君（社民）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）

**○平成16年11月９日（火）（第３回）**

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本郵政公社平成15年度財務諸表の承認に関する報告に関する件について麻生総務大臣及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君から説明を聴いた後、同大臣、衛藤厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕長谷川憲正君（自民）、櫻井充君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

**○平成16年11月16日（火）（第４回）**

○**特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**

**障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**

以上両案について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

**○平成16年11月18日（木）（第５回）**

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）**

**障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）**

以上両案について麻生総務大臣、増原総務大臣政務官、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人地方公務員災害補償基金理事長杉原正純君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、藤本祐司君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第２号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

（閣法第３号）賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民
反対会派　なし

**○平成16年11月30日（火）（第６回）**

○**日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

**○平成16年12月１日（水）（第７回）**

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）**について麻生総務大臣、山本総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本郵政公社総裁生田正治君及び同公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕荒井広幸君（自民）、犬塚直史君（民主）、弘友和夫君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第20号）賛成会派　自民、公明
反対会派　民主、共産、社民

**○平成16年12月２日（木）（第８回）**

○請願第236号外８件を審査した。

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## （3）議案の要旨

### ○成立した議案

**一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）**

**【要旨】**

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成16年８月６日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の教育職俸給表及び指定職俸給表の改定等を行い、あわせて、民間準拠を基本に寒冷地手当の支給地域、支給額等の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　俸給表の改定

教育職俸給表及び指定職俸給表を改定する。

2　諸手当の廃止

教育職員に適用される研究員調整手当並びにハワイ観測所勤務手当及び義務教育等教員特別手当を廃止する。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

1　寒冷地手当の支給

一般職に属する職員のうち、毎年11月から翌年３月までの各月の初日（２において「基準日」という。）において、北海道及び北海道と同程度の気象条件が認められる地域に在勤する職員等に対しては、寒冷地手当を支給する。

2　寒冷地手当の額

職員の在勤する地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分等に応じて、寒冷地手当の額を定める。

3　寒冷地手当の支給等について、防衛庁の職員への準用について定める。

三、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第一号任期付研究員の俸給月額の上限を指定職俸給表11号俸の額に相当する額とする。

四、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

特定任期付職員の俸給月額の上限を指定職俸給表11号俸の額に相当する額とする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

**特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）**

**【要旨】**

本法律案は、審議会等の常勤委員等の俸給月額の引下げ、特別の事情がある場合の審議会等の常勤委員等の俸給月額の特例制度の新設、給与体系の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1　審議会等の常勤委員等の俸給月額を、審議会等の委員長及び総合科学技術会議の常

勤の議員については114万6,000円に、審議会等の常勤委員については101万2,000円に引き下げる。

2　特別の事情がある場合の審議会等の常勤委員等の俸給月額について、総務大臣への協議により引き上げることができる特例制度を設ける。

3　特別職の職員の給与体系を見直し、内閣危機管理監及び侍従長の俸給月額を132万8,000円とし、内閣総理大臣補佐官等の俸給月額を130万1,000円とする。

4　兼業等をしている審議会等の常勤委員等の兼業等から生ずる所得が政令で定める基準に該当するときは、日額の手当を支給する。

5　大使について、特別の事情がある場合の俸給月額の特例に関し、規定を整備するほか、適用範囲に関する規定を整序する。

二、二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

特別職の職員の給与体系を見直し、政府代表の俸給月額を130万1,000円とする。

三、国家公務員退職手当法の一部改正

審議会等の常勤委員等に適用される特例措置を廃止する。

四、この法律は、平成17年４月１日から施行する。

## 障害補償に係る障害の等級の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員及び地方公務員の障害補償に係る障害の等級の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員災害補償法の一部改正

1　障害補償に係る障害の等級の改定

国家公務員の障害補償に係る手指及び眼の障害の等級を改定する。

2　用語の整理

所要の用語を整理する。

二、地方公務員災害補償法の一部改正

地方公務員について、一と同様の措置を講ずる。

三、この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の規定は、平成16年７月１日から適用する。

## 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、日本郵政公社が業務の特例として、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めようとするもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

一、日本郵政公社の業務の特例等

日本郵政公社は、日本郵政公社法第19条に規定する業務のほか、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務を行うことができることとし、その業務が行われる場合の日本郵政公社法の適用について、業務方法書の認可に関する規定等所要の読替えを行う。

二、証券取引法の適用

日本郵政公社は、証券取引法第65条の２第１項に規定する登録を受け、登録金融機関として証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務を行うこととし、証券取引法の適用について所要の読替えを行う。

三、証券投資信託の選定等

日本郵政公社が証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならないこととし、また、選定した証券投資信託受益証券の募集の取扱いを行うに当たっては、特定の証券投資信託に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならないこととする。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。